

戸籍に記載する予定のフリガナの通知書を発送します!



戸籍法の改正により、戸籍に氏名のフリガナが記載されることとなりました。これに伴い、本籍地である市区町村は「戸籍に記載する予定の氏名のフリガナ」を皆さんに通知することとなります。津久見市に本籍を有する方への通知は、8月上旬に発送予定です。

①通知が届いたら、まず確認!

津久見市では、戸籍に記載する予定のフリガナをハガキで通知いたします。ハガキに記載されているフリガナがご自身の認識と違っている場合は、令和8年5月25日までに必ず届出をしてください。

②届出はマイナポータルが便利!

窓口での届出や郵送による届出のほかに、マイナポータルを利用したオンラインでの届出も可能です。マイナポータルからの届出は、市区町村の窓口に行く必要がありませんので、大変便利です。

◆氏のフリガナ……戸籍の筆頭者が単独で届け出ることになります。筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者、その配偶者も除籍されている場合は、その子が届出人となります。

◆名のフリガナ……戸籍に記載されている人がそれぞれ届出人となります。
(15歳未満の場合は親権者が届出人となります。)

★オンライン届出について（法務省ホームページ）
https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/flow_online.html



③通知内容が正しければ届出をしなくても大丈夫!

届出をしなかった場合、1年後の令和8年5月26日以降に、通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。そのため、通知内容に誤りがなければ必ずしも届出をする必要はありません。早期の記載をご希望の場合は1年後を待たずに届出を行うこともできます。

④届出をするときはココに注意!

届け出たフリガナが、年金など他の行政手続等で既に使用しているフリガナと異なる場合は、変更手続が必要となることがありますのでご注意ください。



【問い合わせ】 市民生活課 ☎ 0972-82-9511